しずおか優良木材供給センター規約

(名 称)

第1 このセンターは、しずおか優良木材供給センター(以下「供給センター」という。)と称する。

(目的)

第2 このセンターは、品質・性能の確かな県産製材品の安定的な供給体制の構築を通して、住宅生産関連業者や原木供給者との連携を強化し、各種の情報発信による新たなマーケティング活動を展開するとともに、一般消費者に解り易い情報の公開や県産材を使用する意義・メリット等のPRを進め、木材(木造住宅)のファンづくりを積極的に推進するなど、上下流の連携を視野に入れた多角的な取組により、県産材の利用促進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3 第1の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 認証製品の供給及び出荷体制の整備に関する事業
 - (2) 認証制度・製品の普及に関する事業
 - (3) 会員の技術力の向上に関する事業
 - (4) しずおか優良木材認証審査会(以下「審査会」という。)の運営・支援等に関する事業
 - (5) その他供給センター事業の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

- 第4 供給センターは、会員と准会員から構成する。
- 2 会員とは、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会及び認定工場等をいい、准会員とは、 第1の目的に賛同し、積極的に「供給センター」を活用する住宅関連業者等をいう。

(会 費)

- 第5 供給センターは、第5及び第6に掲げる事業を行うため、会員及び准会員から会費を徴収する ことができる。
- 2 前項の会費の額、徴収の方法及び時期その他必要な事項は全員協議会において定める。

(役 員)

- 第6 役員は次のとおりとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計監事 2名
 - (4) 幹事 4名

- 2 前項の役員は、全員協議会において会員の中から選任する。
 - (1) 会計幹事2名の内、1名を代表会計幹事とする。
 - (2) 幹事4名の内、1名を代表幹事とし、3名を各地区(西部・中部・東部)より選任する。
- 3 役員の任期は3年とする。ただし、補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。
- 6 会計監事は会計及び事業執行の状況を監査する。職務にあたっては、何時でも会計帳簿及び書類の 閲覧若しくは複写をし、又は会長及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。また、 その職務を行うため必要があるときは、供給センターの業務及び財産の状況を調査することができ る。
- 7 幹事は会務を執行する。
- 8 役員は、法令及び供給センター規約並びに全員協議会の決議を尊重し、供給センターのため忠実に その職務を遂行しなければならない。
- 9 役員に対する報酬は、全員協議会において定める。
- 10 役員に対する報酬は、全員協議会において定める。

(全員協議会)

- 第7 全員協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 2 全員協議会の議事は、会員の過半数が出席し、その過半数で決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は、やむを得ない理由があるときには、予め通知のあった事項について、書面により全員協議 会の議決に加わることができる。
- 4 全員協議会は会長が議長となり、次の事項を審議して決議若しくは決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3)役員の選任
 - (4) 規約の決定及び変更
 - (5) 構成員の加入又は退会に関する事項
 - (6) しずおか優良木材認証審査会設置要綱第5に掲げる審査委員及び第6に掲げる認証検査員の 同意に関する事項
 - (7) しずおか優良木材認証審査会設置要綱第9に掲げる審査会の運営に関する事項
 - (8) その他業務の執行に関することで、全員協議会が必要と認める事項

(事務局)

第8 供給センターの事務局は、静岡県森林組合連合会内に置く。

(負担金)

- 第9 供給センターは、第5に掲げる事業を行うため、特別の事業企画を行う場合は、会員等から負担金を徴収することができる。
- 2 前項の特別の事業企画の内容及び負担金の額、徴収の方法及び時期その他必要な事項は全員協議会において定める。

(事業年度)

第10 供給センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則

この規約は平成13年12月5日から施行する。

附則

平成14年6月5日一部改正する。

平成26年3月31日一部改正する。

令和2年3月31日一部改正する。

令和5年12月14日一部改正し、令和6年4月1日から適用する。